毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次　ページ

規　則
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（一一五・障害福祉課）……1

規　則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第百十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「精神病院又は」を「精神科病院又は」に、「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

第六条第一項中「精神病院等」を「精神科病院等」に、同条第三項及び第四項中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第七条及び第八条中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

（衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正）

第二条　衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十三号㈡、㈢及び㈣中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100％